

ある日のスケジュール

7:00	起床
8:00	出勤
8:30	始業
	申告書、異動届の処理、お客様対応など
12:00	昼食
	課税資料の審査など
18:00	退庁
23:00	就寝

—職場の雰囲気は—
税金の堅苦しいイメージに反し、明るくて気さくな職員が多いです。コミュニケーションがとりやすく、困ったときは先輩が優しく教えてくれます。

市民の皆さまの安心のために

—仕事で心がけていることは—

関係法令や新しい制度などを十分に理解し、お客様に分かりやすく伝えることです。税に関する適切な説明と対応が、市民の皆さまの安心に繋がると思っています。

—三島市役所を受ける人へ—

三島市では部署によって多種多様な業務を行っています。みな三島市をより良くしたいという思いで働いています。より良い三島を実現するためにぜひ皆さまの力を貸して下さい。



主に法人市民税に関する申告書及び届出の処理を担当

課税課

福田 光 (一般事務・令和3年度入庁)

令和4年度実施 三島市職員採用試験 人事課 ☎ 983・2617

市役所の雰囲気紹介

三島市役所で働くイメージができるよう先輩職員の声を紹介します。

三島市 採用試験

議会事務局

水口 理恵子 (一般事務・令和3年度入庁)



議員報酬や政務活動費の管理、議会だよりの作成などを担当

ある日のスケジュール

6:45	起床
8:00	出勤
8:30	始業
	書類処理など
12:00	昼食
13:00	議会だよりの作成など
17:30	退庁
	夕食、愛猫と遊ぶ
23:00	就寝

—職場の雰囲気は—

分からないことを聞きやすく、先輩も親身になって対応してくれる風通しの良い職場です。また、困ったときにはお互い助け合うことができ、とてもいい雰囲気だと感じています。

—三島市役所を受ける人へ—

市役所の業務は多岐にわたるため、大変な面もあると思いますが、その分、いろいろな分野の知識を得られるおもしろさがあります。ぜひ一緒に、幸せあふれる三島市をつくっていきましょう。

幸せあふれる三島市をつくるために

—仕事で心がけていることは—

丁寧な仕事を心がけ、単純作業であっても緊張感をもって取り組むようにしています。また、自分の業務がどのような根拠に基づいて行われているかを意識して業務にあたっています。

※所属は令和3年3月時点のものです

※令和4年度採用試験の募集職種とは異なる場合があります

※新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、掲載した事業を中止・延期
または内容変更する場合があります。(最新情報は市ホームページでご確認ください。)

情報

住民税非課税世帯等
臨時特別給付金の提出期限について

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の2月4日(金)発送分の確認書につきましては、5月6日(金)が提出期限となりますので、期限までに忘れずにご返送ください。

■住民税非課税世帯対象者

基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。)

なお、以下の世帯につきましては、支給対象であっても確認書が送付されないことがあります。該当世帯には受給に必要な書類を送付しますので、市までご連絡ください。

- ▶令和3年1月1日から基準日(令和3年12月10日)までに配偶者と離婚かつ別世帯となり、本人が属する世帯全員が令和3年度住民税非課税となった場合
- ▶修正申告などにより、令和3年度住民税非課税世帯

になった場合

■家計急変世帯対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。)

家計急変世帯の申請については、9月30日(金)まで申請を受け付けています。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

問申請書類請求先

福祉総務課臨時特別給付金給付窓口 ☎ 955・4115



▲詳細は市ホームページ

情報

令和4・5年度保険料率などが改定になります
後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

この保険料率は各都道府県の広域連合が、医療費の増加などを見込んで2年ごとに算定します。令和4・5年度の保険料率は、次のとおり改定されました。

■令和4・5年度の保険料率

区分	令和2・3年度	令和4・5年度
所得割率	8.07%	8.29%
均等割額	42,100円	42,500円

年間保険料 = 「所得割額：(前年の総所得金額等－基礎控除額 43万円) × 8.29%」 + 「均等割額：42,500円」

■賦課限度額の引き上げ(中間所得者層の負担軽減)

区分	旧(令和2・3年度)	新(令和4・5年度)
賦課限度額	64万円	66万円

■収入別保険料額(年額)のモデルケース
(単身世帯で、年金収入のみの場合)

年金収入額	令和3年度保険料	令和4年度保険料	上昇額
現役並み 所得者 (383万円)	217,000円	222,100円	5,100円
標準的な 厚生年金 受給者 (187万円)	48,400円 (均等割5割軽減)	49,400円 (均等割5割軽減)	1,000円
基礎年金 受給者 (78万円 以下)	12,600円 (均等割7割軽減)	12,700円 (均等割7割軽減)	100円

問保険年金課 ☎ 983・2710

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用(記載なしは無料)・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み(記載なしは不要)・問問合せ